

2025年1月15日

建設工事 一般競争入札公告

社会福祉法人七戸福祉会
理事長 野田 幸子

次のとおり、当法人の「(仮称) 特別養護老人ホーム クオレ七戸」新築及び既存「城南福祉プラザ」増改築にかかる建設工事について、一般競争入札を実施することになりましたので、公告します。

1、入札の概要

- (1) 工事名 「(仮称) 特別養護老人ホーム クオレ七戸」新築及び既存「城南福祉プラザ」増改築にかかる建設工事
- (2) 工事場所 青森県上北郡七戸町字太田野19番地3、19番地4、19番地5、19番地6、19番地7、19番地8、73番地5、73番10、72番32
- (3) 工種 建築一式工事（新築及び増改築）
- (4) 工期 「(仮称) 特別養護老人ホーム クオレ七戸」新築にかかる建設工事
契約締結日から2026年3月31日まで
「城南福祉プラザ」増改築にかかる建設工事
契約締結日から2027年5月31日まで
- (5) 工事概要 主要用途：特別養護老人ホーム（30床）※増築
併設型短期入所生活介護（10床）※増築
サービス付き高齢者向け住宅（7床）※増築
生活支援ハウス（12床）※増改築
老人デイサービス（定員50名）※増改築
規模等：(既存改築部分) 鉄筋コンクリート造平屋建耐火
(増築部分) 鉄骨造平屋建耐火
延べ床面積4598.42㎡
- (6) 予定価格（消費税及び地方消費税を含む） 事後公表とする

2、競争入札に参加する者に必要な資格

次の各号に該当することについて、あらかじめ、3、に定めるところにより審査を受けた者であり、かつ、入札日現在において、青森県建設業者等指名停止要領（平成二年六月二十八日付け青監第六三三号）に基づく知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者（※当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者）に該当しないこと。
- (2) 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号。以下「財務規則」という。）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成二年三月青森県規則第十八号）第5条第1項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された者又は同条第4項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定したものとみなされた者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 建築一式工事の建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23条1項の規定による経営に関する客観的事項の審査の結果の直近年度の総合評定値が、900点以上であること。
- (6) 過去15年間に同種（医療或いは福祉施設等）の建設工事（工事種別建築一式工事で、かつ、契約金額5億円以上のものに限る。）の施工実績（下請負人としてのものを除く。）を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20%以上の場合に限る。
- (7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で設置できること。
 - イ 一級相当の国家資格又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - ロ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有する者であること。
- (8) 青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日付け青監第633号）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。
- (9) 指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に指名停止要領に基づく知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）が、参加資格規則第5条第1項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された日から開札の時までの間に、ない者であること。
- (10) 労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がないこと。
- (11) 青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (12) 警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続していないこと。
- (13) 当該建設工事に係る設計・コンサルティング業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(共同企業体の方法による場合には、次のとおりとする。)

次の各号に該当することについて、あらかじめ、3、に定めるところにより審査を受けた共同企業体であり、かつ、入札日現在において、構成員が青森県建設業者等指名停止要領（平成二年六月二十八日付け青監第六三三号）に基づく知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

- (1) 共同施工方式（甲型共同企業体）の特定共同企業体であること。
- (2) 政令第百六十七条の四第一項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第二百二十八条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (4) 各構成員が青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成二年三月青森県規則第十八号）第五条第一項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された者又は同条第四項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定したものとみなされた者であること。
- (5) 各構成員が、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 構成員のうち一社が、上北地域県民局管内に本店を有していること。
- (7) 工事の建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項の審査の結果の直近年度の総合評定値が、共同企業体の代表者にあつては900点以上であること。
- (8) 過去15年間に代表者が同種（医療或いは福祉施設等）の建設工事（工事種別建築工事一式で、かつ、契約金額5億円以上のものに限る。）の施工実績（下請負人としてのものを除く。）を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20%以上の場合に限る。
- (9) 各構成員が次に掲げる主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
 - イ 一級相当の国家資格又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - ロ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有する者であること。
- (10) 構成員が当該入札に係る他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。
- (11) 各構成員の出資比率が、2社の場合は30%以上、3社以上の場合には20%以上であること
- (12) 代表者の建設工事の施工能力が構成員の中で最も大きいと認められること。
- (13) 代表者の出資比率が構成員の出資比率の中で最大であること。
- (14) 構成員の数が2社以上であること。
- (15) 構成員が一般競争入札参加資格審査申請書の提出の日から、開札のときまでの間に、指名停止要領に基づく知事の指名停止の措置を受けていないこと。
- (16) 構成員が指名停止要領別表第九号から第十五号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に指名停止要領に基づく知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）が、参加資格規則第五条第一項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された日から開札の時までの間に、ない者であること。
- (17) 各構成員が、労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がないこと。

- (18) 各構成員が、青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (19) 各構成員が、警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続していないこと。
- (20) 各構成員が、当該建設工事に係る設計・コンサルティング業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

3、資格の審査

入札に参加しようとする者は、あらかじめ、2、に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(「以下「申請書」という。)により、審査を受けなければならない。

- (1) 提出期限 2025年1月24日
- (2) 提出部数 1部 (持参に限る。)

申請書類等の様式を電子メールにて送付しますので、14、のメールアドレス宛に、電子メールの送信と併せて、お電話にて、ご連絡ください。

- (3) 提出場所 青森県上北郡七戸町字太田野19番地4

(4) その他

- ア、申請書の内容については、別途意見を聴取することがある。
- イ、資格の審査結果については、申請者に対して、別に通知する。
- ウ、2、に定める資格を認められなかった者は、イ、の通知を受けた日から7日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)以内に、書面をもって、その理由の説明を求めることができる。
- エ、提出した申請書の差替えは、原則として認めない。

4、設計図書の縦覧

設計図書は、3、による審査を経て、入札参加資格が有り通知を受けた方に対して、配布いたします。設計図書に対する質問或いは提案がある場合は、2025年2月7日までに、14、のメールアドレス宛に、電子メールの送信と併せて、お電話にて、ご連絡ください。

5、現場説明

現場説明を希望される方は、14、の宛先まで、お電話にてご連絡をお願いいたします。

6、入札及び開札

- (1) 日時 2025年2月25日(火) 13時00分
- (2) 場所 社会福祉法人七戸福祉会 法人本部
青森県上北郡七戸町字太田野19番地4
- (3) その他 郵便による入札を希望する場合は、入札書に一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを同封の上、配達証明付書留郵便により2025年2月24日(月)までに事務所に到着するよう郵送すること。

7、入札執行回数

原則として1回を限度とする。不落の場合は、最低価格者との随意契約とする。

8、入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の10分の1以上の金額を納付するものとする。ただし、次の項目に該当するときは、その納付を免除するものとする。

- ・契約者が保険会社との間に当会（社会福祉法人七戸福祉会）を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- ・契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- ・契約保証金に代え、次に掲げる有価証券を提供したとき。

ア 国債又は地方債

イ 政府の保証のある債券

ウ 金融機関が振り出し又は支払い保証をした小切手

エ 資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）第七条第一項第九号に規定する債券

オ 銀行若しくは知事が確実と認めた金融機関の保証又は保証事業会社の保証

9、契約の締結

(1) 落札決定の日から7日以内に仮契約を締結する。

(2) 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が2、に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合、指名停止要領に基づく知事の指名停止の措置を受けている場合又は指名停止要領別表第九号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実があった場合には、当該請負契約を締結しない。

(共同企業体の方法による場合には、次のとおりとする。)

(1) 落札決定の日から7日以内に仮契約を締結する。

(2) 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者の構成員が2、に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合、指名停止要領に基づく知事の指名停止の措置を受けている場合又は指名停止要領別表第九号から第十五号までに掲げる措置要件に該当する事実があった場合には、当該請負契約を締結しない。

10、落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者に決定する。ただし、当該価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又は当該者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることがある。

1 1、入札条件

- (1) 青森県財務規則に定める入札者心得書を遵守すること。
- (2) 入札参加者は、以下の書類を提出すること。
 - ・入札書
 - ・工事費内訳書(入札金額の内訳を明らかにした工事内容の数量及び金額を示したものをいう。)
 - ・委任状(必要に応じて)
 - ・暴力団等の排除に関する誓約書

1 2、入札書記載金額等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書の余白に備考として、次のように記載すること。

備考 入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)である。

1 3、その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨
- (2) 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 配置予定技術者等の確認

落札者決定後、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する工事实績情報システム(CORINS)等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

1 4、問合せ先

入札に関するご質問は、電子メールにて、下記連絡先まで、お問合せください。

〒039-2514

青森県上北郡七戸町字太田野19番地4

社会福祉法人七戸福祉会

TEL : 0176-62-5200 FAX : 0176-62-5219

E-mail : jyohnan_day@hyper.ocn.ne.jp

以上